

令和6年(2024年) 3月 【個別公表】

【事務処理誤り等】

I 子ども未来部 保育幼稚園課

件名	特定教育・保育施設への給付費の過払金の返還請求漏れについて
公表日	令和6年2月16日(金)
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 概要           <p>市内の特定教育・保育施設に支払っている給付費のうち、平成27年度に創設された「減価償却費加算」について、平成29年度並びに令和元年度の時点で、「建物の整備に当たって施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていない」という受給要件に該当しない施設に対して加算を行い、過払いが発生していたことを覚知していたにもかかわらず、過年度分の返還請求を漏らしていた。</p> </li> <li>● 返還請求が漏れていた過払額(未請求額)           <ul style="list-style-type: none"> <li>①平成29年度に覚知した施設及び過払額(未請求額)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園(6施設):計30,604,400円(平成27年度～平成28年度分)</li> </ul> </li> <li>②令和元年度に覚知した施設及び過払額(未請求額)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所(1施設):計7,817,780円(平成27年度～平成30年度分)</li> <li>・認定こども園(1施設):計5,502,800円(平成28年度～平成30年度分)</li> </ul> </li> </ul> <p>※1施設に対する最大過払額:14,203,500円・最小過払額:796,400円</p> </li> <li>● 判明の経緯           <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事案とは関係のない市内の保育施設から減価償却費加算に関する相談を受け、加算適用の適否を検討する過程において、令和5年11月に過去の全ての給付実績について確認作業を行った。</li> <li>・その結果、上記の8施設については、受給要件に該当しないことを覚知した年度から加算の適用対象外として取り扱い、是正を行っていたが、覚知した年度より前に支払っていた給付費について返還請求を行っていなかったことが判明した。</li> </ul> </li> <li>● 原因           <p>平成29年度及び令和元年度に受給要件に該当しないことを覚知した時点において、それより以前の過払い額について返還を求めるとの判断に至らなかった。</p> </li> <li>● 対応           <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年2月7日～9日に当該8施設を訪問するなどして本事案の経緯について説明を行うとともに、過払額の返還をお願いした。</li> <li>・返還方法等については、各施設の運営状況等も踏まえ、協議のうえ適切に対応していく。</li> <li>・過払いをしていた給付費の国・県負担分について今後償還を行う。</li> </ul> </li> </ul>

再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受給要件を満たしているかの確認を厳重に実施することはもとより、受給要件に該当しないことを覚知した場合には過払いの有無について精査するとともに、速やかに返還を求めることを徹底する。</li> </ul>
所管課	子ども未来部 保育幼稚園課 電話：0985-21-1774

## 2 財政部 国保収納課

件名	差押調書の送付誤りによる個人情報漏洩について
公表日	令和6年3月19日（火）
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 概要 国民健康保険税の滞納処分において、預金差押を行った差押調書を誤って別人に送付した。</li> <li>● 漏洩した個人情報 漏洩情報：氏名、旧住所（転居前の住所）、国民健康保険税の滞納額、差押財産の内容 対象者：1名</li> <li>● 経緯 処分を受けた本人が転居したが、その届出前に当該書類を送付し返戻となった。転居届出を確認後、新住所に送付する際に別人の送付状を封入し送付したもの（3月7日発送）。3月12日に誤って封書の届いた市民より国保収納課に連絡。自宅を訪問し、謝罪、説明を行い、封書を回収した。情報が漏れた市民の方には、電話等で接触を試みているが連絡が取れない状況にある。連絡が取れ次第、謝罪、説明を行う。</li> <li>● 原因 送付状の宛先を十分に確認せず、別の職員による封入確認も行わなかったために発生。</li> </ul>
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通常と異なる送達（処分を行った後に転居等した場合）を行うときは、再度の複数人チェックと封入確認を厳重に行う。</li> </ul>
所管課	財政部 国保収納課 電話：0985-21-1744